

令和8年5月21日

指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について

中部経済産業局長から、ニイミ産業株式会社(法人番号7180001032084)による電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第30条第1項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第36条第1項の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成29年3月31日付け20170329資第5号）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

<別紙>

20260519 中部第 19 号
令和 8 年 5 月 2 0 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について（回答）

令和 8 年 5 月 1 8 日付け 20260518 中部第 9 号により貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 3 0 条第 1 項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存はありません。